第５　反対債権がある場合の処理

更生会社が、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するにあたり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、管財人は、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第６　譲渡債権等の取扱い

更生手続開始決定後において更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合においても、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の更生手続開始決定時における債権額（開始後利息及び遅延損害金を除く。）を基準として適用する。

一部譲渡又は一部移転の場合における債務の免除は、新旧債権者双方が、譲渡又は移転後の債権額に応じて免除額を按分負担し、また弁済額（分割弁済の場合は各回の分割弁済額）を按分取得する。なお、免除額及び弁済額の按分計算の際に１円未満の金額が生じた場合、四捨五入にて新旧債権者に配分する。

なお、更生計画認可決定日前において社債、株式等の振替に関する法律に定める振替社債及び振替新株予約権付社債であった更生債権等の債権譲渡の対抗要件については、民法467条が適用される。

第７　繰上弁済

管財人は、この章における分割弁済の定めにかかわらず、本更生計画につき認可決定が確定した後、マイクロンの同意に基づき繰上弁済に使用する予想超過収益金その他資金を得た場合には、最終回の弁済が終了するまでの間の任意の時期に、裁判所の許可を得た上で、何らの違約金その他これに類する金銭の支払なしに本更生計画に基づく弁済の全部又は一部を繰り上げて弁済することができる。

ただし、①管財人は、更生担保権を一般更生債権よりも優先して繰り上げて弁済すること、②同順位の債権に関する繰上弁済については、弁済期の早いものから順に充当すること、ができる。

また、当該繰上弁済をする日における①未確定更生債権等、②停止条件が成就していない停止条件付債権、③前述第４節第３の１に基づき確定更生債権とみなされない保証履行請求権及び④届出に付された条件が成就していない予備的届出がなされた更生債権は、繰り上げて弁済しない。

管財人が繰り上げて弁済する場合、管財人は、裁判所の許可を得た日から３か月以内の日を、その弁済日として定めるものとする。

第８　損害金等

本更生計画の定めによる弁済には利息、損害金等を付さない。

第９　外貨建債権の取扱い

外貨建債権については、更生手続開始決定日のレートとして以下に記載されたレート（仲値である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のＴＴＭを使用する）により円貨に換算した上で、本更生計画の定めを適用し、円貨で弁済をする。

なお、換算後に生じる１円未満の端数は切り捨てとする。

外貨建債権	換算レート
１米ドル	82.73円
１ユーロ	109.12円
１ニュー台湾ドル	2.80円
１カナダドル	82.83円

第10　更生債権者等を確知できない場合

管財人は、本更生計画に基づく弁済をすべき更生債権者等を確知できない場合、当該更生債権者等を確知できたときに弁済する。この場合、更生会社は、当該更生債権者を確知するまでの間の利息、損害金等の支払を要しない。

第４章　共益債権及びその弁済方法

第１節　支払共益債権及び未払共益債権の内容

更生手続開始決定日の翌日以後平成24年６月30日までに支払った共益債権及び同日現在の未払共益債権の残高は、「共益債権支払実績・未払残高表」（別表28）記載のとおりである。

第２節　未払共益債権の弁済方法

前述第１節の未払共益債権及び平成24年７月１日以降更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。

第５章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生担保権に関する措置

第１　未確定更生担保権の内容

「未確定更生担保権一覧表」（別表20）記載の更生担保権については、本更生計画案提出時において、「更生担保権査定申立額」欄記載の額について更生担保権査定申立てがなされており、係争中である。

第２　未確定更生担保権の措置

未確定更生担保権については、確定するまでの間、一切弁済をしない。

未確定更生担保権が確定した場合、更生担保権として存在が確定した部分については第３章第２節の定めを、一般更生債権として存在が確定した部分については第３章第４節の定めを、それぞれ適用する。

第３章第４節第１の２⑴アの適用にあたっては、「更生計画認可決定日」とあるのは、「更生計画認可決定日又は確定した日のいずれか遅い日」と読み替える。第３章第４節第１の３⑵①②③④⑤の適用にあたっては、確定更生債権につき追加弁済がなされた分割弁済日における元本等一般更生債権の額を用いて弁済する。

未確定更生担保権が確定した場合、既に弁済期が到来した未払の分割弁済金があるときは、確定から２か月後に初めて到来する弁済日（当該弁済日が存在しないときには、確定した日から２か月を経過した日まで）に、当該分割弁済金を合わせて弁済する。

第２節　未確定更生債権に関する措置

第１　未確定更生債権の内容

「未確定更生債権一覧表（査定）」（別表21）及び「内部債権一覧表」（別表19）記載の一般更生債権については、本更生計画案提出時において、「一般更生債権査定申立額」欄記載の額について更生債権査定申立てがなされており、係争中である。

「未確定更生債権一覧表（特別調査手続未了）」（別表22）記載の一般更生債権については、本更生計画案提出時において、会社更生法139条１項又は３項の要件を充たし特別調査手続の対象となることが明らかでなく、その債権も確定していない。

第２　未確定更生債権の措置

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済をしない。

未確定更生債権が確定した場合、存在が確定した部分につき第３章第４節の定めを適用する。

また、本更生計画案提出後、本更生計画案について付議決定がなされるまでの間に届出のあった更生債権について、特別調査手続を経て債権が確定した場合には、存在が確定した部分につき第３章第４節の定めを適用する。

第３章第４節第１の２⑴ア及び⑶の適用にあたっては、「更生計画認可決定日」とあるのは「更生計画認可決定日又は確定した日のいずれか遅い日」と、「各弁済日」とあるのは「確定した後の各弁済日」と、それぞれ読み替える。第３章第４節第１の３⑵①②③④⑤の適用にあたっては、確定更生債権につき追加弁済がなされた分割弁済日における元本等一般更生債権の額を用いて弁済する。

未確定更生債権が確定した場合、既に弁済期が到来した未払の分割弁済金があるときは、確定から２か月後に初めて到来する弁済日（当該弁済日が存在しないときには、確定した日から２か月を経過した日まで）に、当該分割弁済金を合わせて弁済する。